委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康福祉部 しょうがい福祉課
委託業務番号	令和5年度 長し福第 58 号
委託業務名称	長浜市障害児者基幹相談支援センター事業委託
委託業務場所	長浜市湖北町速水1860
安乱未伤物剂	区铁印铜石町还水1000
業務の概要	・総合的専門的な相談支援調整の実施、地域の横断的な相談支援体制の構築 ・計画相談支援の進捗管理、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の運営
履行期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日まで
契約年月日	令和5年 4月 1日
契約額(税込)	23, 900, 000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市湖北町速水2745番地
	[商 号 又 は 名 称]社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契約相手方の 選 定 理 由	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
根拠規定	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。